

防衛医科大学校病院規則第4号

防衛医科大学校病院子どもの安全委員会規則を次のように定める。

平成29年9月29日

防衛医科大学校病院長 浅野 友彦

防衛医科大学校病院子どもの安全委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における、虐待を受けた子ども（18歳未満の者（胎児を含む。））への適切な対応や子どもへの虐待の未然防止等（以下「子どもの安全」という。）に資するために、防衛医科大学校病院子どもの安全委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の活動に必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（医療安全担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる診療科及び中央診療施設の部及び室から、各診療科等の長が指名する者をもって充てる。

(1) 精神科

(2) 小児科

(3) 産科婦人科

(4) 地域医療連携室

(5) 看護部

(審議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 子どもの安全に関する事例検討に関すること。

(2) 子どもの安全に関する教育研修に関すること。

(3) 子どもの安全に関し必要な事項の決定及び指導に関すること。

(4) 防衛医科大学校病院臓器移植に関する委員会規則（平成28年防衛医科大学校病院規則第9号。）第8条に規定する臓器提供マニュアル第2章Ⅱ. ⑥に基づく調査に関すること。

(事例検討会の実施)

第4条 委員会は、病院で診療を受けた患者のうち、次に掲げる事例に関し事例検討会を実施し、その実態について把握するとともに対応が適切であったか等の検討を行う。

(1) 子どもの心身の傷害又は障害が、虐待により生じた又は生じたと疑われる事例

(2) 両親等養育担当者（出産前の特定妊婦を含む。）の養育能力等に顕著な問題が認められ、子どもの健全な養育に大きな支障が生じるおそれがある事例

2 事例検討会は、参加可能な委員により、必要に応じて実施する。

3 事例検討会を実施する際は、検討する事例に関係する診療科の医師等を参加させなければならない。

4 委員長は、事例に関連する情報を収集し又は意見を聴取するため、必要に応じて専門的な見識を有する病院の医師等のほか、部外関係機関の職員等を、事例検討会に参加させることができる。その際、部外関係機関の職員等に対し、事例に関係する患者名等の個人情報の取り扱いについて、関連規則に基づいた対応をとらなければならない。

（院外合同事例検討会への参加）

第5条 委員会は、必要に応じて、院外で実施される市町村による要保護児童対策地域協議会の個別会議（院外合同事例検討会）に委員長が指名する委員を参加させ、事例及び対応方法等の情報の収集に当たるものとする。

2 院外合同事例検討会へ参加した委員は、速やかに参加報告書を作成し入手資料等を添えて委員長に報告するものとする。

（教育研修会の実施）

第6条 委員会は、必要に応じて、子どもの安全に関し、委員長が指名する委員に病院勤務者を対象とした教育研修会を実施させるものとする。

2 教育研修会実施後、実施した委員は速やかに成果報告書を作成し委員長に報告するものとする。

（臓器移植委員会からの調査指示への回答）

第7条 委員会は、臓器提供マニュアルに定める臓器移植委員会からの調査の指示に基づき、対象とされる子どもの原疾患が虐待によるものか否かについて調査を行い、臓器移植委員会に対し調査結果を回答するものとする。

（委員会の開催）

第8条 委員会は、必要に応じて、委員長が開催するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、地域医療連携室において行う。

（委任規定）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。